



## アルゼンチン債の新旧交換 の会計・税務

制度調査部  
吉井 一洋

### 【要約】

2001年12月にデフォルトとなったアルゼンチン債券について、新債券との交換が、わが国でも開始した。

法人投資家の場合は、交換時に旧債券を譲渡し、新債券を時価で取得したものと処理を行い、交換時の譲渡益は益金、譲渡損は損金に算入するものと思われる。個人投資家の場合も旧債券を譲渡し、新債券を時価で取得したことになると思われるが、交換時の債券の譲渡益・譲渡損は無かったものとして取り扱われる。

個人の債券の譲渡益は非課税である。しかし、新債券のうち元本維持債は割引債類似の債券に該当し、その譲渡益は譲渡所得として総合課税されるものと思われる。

新債券に添付される GDP 連動証券はデリバティブとして取り扱われる可能性がある。

上記の内容はあくまで私見であり、正式に税務当局等に確認したものではない。

### 目次

はじめに（新旧債券交換の概要）.....	2 ページ
. 法人投資家の場合の取扱い.....	3 ページ
1. 旧債券のデフォルト時の処理.....	3 ページ
2. 新旧債券交換時の処理.....	4 ページ
3. 新債券取得後の処理.....	6 ページ
. 個人投資家の場合の取扱い.....	6 ページ
1. 旧債券デフォルト時の処理.....	6 ページ
2. 新旧債券の交換時.....	7 ページ
3. 新債券取得後の取扱い.....	7 ページ
. GDP 連動証券の取扱い.....	7 ページ
1. GDP 連動証券の性格.....	7 ページ
2. 法人投資家の場合の取扱い.....	8 ページ
3. 個人投資家の場合の取扱い.....	9 ページ

## はじめに（新旧債券交換の概要）

2001年12月にデフォルトとなったアルゼンチン債券について、新債券との交換が、わが国でも開始した。

交換の対象となる旧債券と交換により取得可能な新債券は、次のとおりである。

交換の対象となる旧債券		交換により取得可能な新債券
サムライ債	第4回アルゼンチン共和国債券(1996) 第5回アルゼンチン共和国債券(1999) 第6回アルゼンチン共和国債券(2000) 第7回アルゼンチン共和国債券(2000)	円建て元本維持債 円建て元本削減債 アルゼンチン・ペソ建て元本維持債 アルゼンチン・ペソ建て元本削減債 アルゼンチン・ペソ建て準元本維持債  上記の各債券には GDP 連動証券 1 枚が添付される。
ユーロ円債	2004年満期4.4%利付ユーロ円建債券 2005年満期6%利付ユーロ円建債券 2006年満期7.4%利付ユーロ円建債券 (EMTN Series36) 2006年満期7.4%利付ユーロ円建債券 (EMTN Series40) 2006年満期7.4%利付ユーロ円建債券 (EMTN Series38) 2009年満期3.5%利付ユーロ円建債券	ユーロ建て元本維持債 ユーロ建て元本削減債 アルゼンチン・ペソ建て元本維持債 アルゼンチン・ペソ建て元本削減債 アルゼンチン・ペソ建て準元本維持債  上記の各債券には GDP 連動証券 1 枚が添付される。

元本維持債、元本削減債、準元本維持債の概要を示すと次のとおりである。

	元本維持債	元本削減債	準元本維持債
交換比率	旧債券額面 100 に対して 新債券額面 100 を割当て	旧債券額面 100 に対して 新債券額面 33.7 を割当て	旧債券額面 100 に対して 新債券額面 66.9 を割当て
償還期限	2038年12月31日	2033年12月31日	2045年12月31日
利率	4段階でステップ・アップ ・円建債：0.24%、0.45%、 0.67%、0.94% ・ユーロ建債：1.20%、 2.26%、3.38%、4.74% ・ペソ建債：0.63%、1.18%、 1.77%、2.48%	一部を現金で支払い、一部を 元本に組入れる。現金支払分 と元本支払分の合計利率は 次のとおり ・円建債：4.33%（一部期間 は4.34%） ・ユーロ建債：7.82% ・ペソ建債：5.83%	3.31%

実際にはこれに通貨の違いによる調整などが加わる。

元本維持債であっても、償還までの期間が長く、利率も低いため、その時価はかなり低くなると思われる。上記の円建て・ユーロ建ての新債券の交換時の時価は、現段階では明らかにされていないが、ドル建債についてはアルゼンチンの証券会社 ARPENTA が時価（現在価値）を試算している。これによれば、額面1ドルあたりで、元本維持債が20.65～22.36セント、元本削減債が24.07～25.51セント、アルゼンチン・ペソ建準元本維持債が18.95～20.91セント（ドル換算）となっており、元本維持債の時価は元本削減債よりも低くなっている。即ち、元本維持債に交換したとしても、例えば100で取得した旧債券が、額面は100だが実際には20程度の価値しかない新債券と交換されることになるため、実質的な元本が維持されるわけではない。

元本維持債、元本削減債、準元本維持債いずれと交換する際にも、GDP連動証券が添付される。例えば、円建債の場合は、額面1000円につき1枚添付される。GDP連動証券の満期は2035年12月15日だが、元本の償還は無い。アルゼンチンの各基準年度のGDP実績が基準GDPを上回り、かつ、GDP成長率が基準GDPの成長率を上回っている場合に、GDP実績の基準GDP超過額の5%に通貨に

よる調整を加え、各 GDP 連動証券の想定元本を基準に按分した額が、その基準年度の翌年の 12 月 15 日に支払われる。大雑把に言えば、以下の金額が支払われる。

$$\begin{aligned} & \text{保有 GDP 連動証券に対する支払金額} \\ & = (\text{アルゼンチン・ペソ建て GDP 実績} - \text{基準 GDP}) \times 5\% \\ & \quad \div (\text{支払通貨ベースのリストラ対象債権額}) \\ & \quad \times \text{保有 GDP 連動証券に対応する想定元本金額} \\ & \quad \times \text{支払通貨の対アルゼンチン・ペソレート} \\ & \quad 818 \text{ 億ドル} \times \text{支払通貨の対ドルレート} \end{aligned}$$

満期までの支払金額の合計には、想定元本金額の 48% という上限が設けられている。GDP 連動証券の想定元本は、その GDP 連動証券が添付されていた新債券と交換された旧債券の額面金額に、未払利息を加算した金額（即ち、交換の元となった債権金額）である。この GDP 連動証券は新債券の発行から 180 日間は新債券と共に取引されるが、その後は分離して別々に取引することも可能である。

旧債券と新債券の交換の内容や条件、新債券と GDP 連動証券の詳細は、以下の DIR 海外情報を参照されたい。

「アルゼンチンのサムライ債交換提案概要」（2004.12.30 長谷川永遠子）

「動き出したアルゼンチンの債務再編」（2005.1.14 長谷川永遠子）

「アルゼンチンのユーロ円債交換提案の概要」（2005.1.18 長谷川永遠子）

「アルゼンチンのサムライ債交換提案概要 2」（2005.1.20 長谷川永遠子）

当レポートでは、今回の旧債券と新債券の交換の会計処理・税務、取得する新債券の税務上の取扱いについてまとめる。ただし、レポートの内容はあくまで筆者の個人的見解であり、監査法人や税務当局に正式に確認をとったものではない。

交換時の会計処理例について、現段階では、元本維持債、元本削減債、準元本維持債及びこれらに添付される GDP 連動証券の時価が明確ではないため、詳細な会計処理例は示せない。そこで「**法人投資家の場合の取扱い**」と「**個人投資家の場合の取扱い**」では、以下の前提を置いた上で、会計・税務の例を示すこととする。

#### 前 提

旧債券は「時価のある債券」で、その取得価額は 100 であった。  
デフォルトが生じた事業年度(保有法人の事業年度)の期末の時価は 30  
現在の時価は 25、交換により取得する新債券の発行時の時価は 20  
GDP 連動証券の価値は考慮しない。(時価を試算したものがないため)

### 法人投資家の場合の取扱い

#### 1. 旧債券のデフォルト時の処理

旧債券は時価のある債券であるため、時価が著しく下落した場合は、回復可能性がある場合を除き、評価減を行う必要がある。時価が取得価額（帳簿価額）の 50%相当額を超えて下落した場合は、著しい下落に該当する。下落が市場金利の変動に起因する場合は、回復の可能性があるという余地はあるが、アルゼンチンの債券の場合は、発行体の事情によるデフォルトに起因する価格の下落であるため、回復の可能性があるとは言えず、基本的には、評価減を行うべきものと思われる。しかし、実際には評価減を行っている法人と行っていない法人とがいる模様である。デフォルトが生じた事業年度末に評価減を行った場合は、次のような会計処理になる。

借方		貸方	
有価証券評価損	70	旧債券	70

税務上は、上場有価証券等については、時価が著しく低下し（即ち、期末の時価が帳簿価額の概ね 50%相当額を下回ることとなり）、かつ、近い将来その時価の回復が見込まれない場合は、評価損の損金算入が認められる。上場有価証券等とは、証券取引所（JASDAQを含む）に上場している有価証券のみならず「その他価格公表有価証券」を含む。その他価格公表有価証券とは、証券会社、銀行等の価格公表者によって価格が公表されている有価証券を指す（注 1）。上記前提では、デフォルト時の時価 30 は帳簿価額 100 の 50%相当額を下回っているため、評価減が認められるか否かは、近い将来その時価の回復が見込まれないと認められるか否かによる。債券については、特段の事情が無い限りは、発行体の信用リスクの増大で時価が著しく下落した場合は、近い将来その時価の回復が見込まれないと認められるものと思われる。

（注 1）価格公表者は、客観的に信頼性があり、企業から独立した第三者である必要がある。価格については、特定の投資家の影響を受ける恣意的なものではなく、その有価証券の流通性及び換金性を確保した一般的に公正な評価額である必要がある。

会計上評価減したにもかかわらず、税務上、損金算入が認められなかった場合は、税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上することになる。

税務上は経理処理無し（確定申告時に上記 70 の評価損を「所得の金額の計算に関する明細書」で加算して戻し入れる）...帳簿価額は 100 のまま

税効果会計...会計上の帳簿価額 30 と税務上の帳簿価額 100 との差額（即ち、有税で計上した評価損）70 に実効税率を乗じた金額を、繰延税金資産として計上する。（実効税率 40%であれば 28）。

借方		貸方	
繰延税金資産	28	法人税等調整額	28

有税の有価証券評価損 70 × 実効税率 40%

## 2. 新旧債券交換時の処理

以下では、今回の旧債券と新債券の交換による会計処理、税務上の経理処理を、デフォルト時に会計・税務とも評価減している法人、会計上のみ評価減している法人、会計・税務ともに評価減していない法人にわけて解説する。

### (1) 会計・税務ともにデフォルトが生じた事業年度末に帳簿価額を 100 から 30 に評価減していた法人の場合

一般的には、この(1)の処理を行っている法人が多いものと思われる。

交換により旧債券に基づく権利は消滅することとされていることから、旧債券の一部を継続保有するのではなく、旧債券はあくまで財務諸表から除去し、新たに新債券を取得する会計処理を行うものと思われる。金融商品会計基準の実務指針に従えば、新債券は取得時の時価 20 で計上することとなる。旧債券の帳簿価額 30 と新債券の取得時の時価 20 との差額 10 は損失として（例えば有価証券売却損などの科目で）会計処理する。（注 2）。

借方		貸方	
新債券	20	旧債券	30
有価証券売却損	10		

（注 2）3 ページの前提でも述べたように、ここでは GDP 連動証券は考慮していない。本来であれば、GDP 連動証券を GDP 連動証券を時価で取得したものとして借方に計上するものと思われる。GDP 連動証券の時価が 10 を超えれば、有価証券売却益が生じる。

税務上の経理処理も基本的には同様と思われる。ただし、税務上は、旧債券の時価 25 と、新債券の時価 20 との差額 5 は、寄附金と認定される可能性がある。寄附金と認定された場合の税務上の経理処理は次のようになる。寄附金として処理した部分は損金算入が制限される。(注 3)。

借方		貸方	
新債券	20	旧債券	30
有価証券売却損	5		
寄附金	5		

(注 3)ただし、以下の点を考えると、旧債券をその時価よりも低い価値しかない新債券と交換したとしても、その行為自体に経済的合理性が無いとは言えない。アルゼンチン政府は旧債券保有者の同族関係者等や重要な取引先などではなく特に寄附などにより援助を行う必要性はない。新債券の条件に関してはアルゼンチン政府側が一方的に決めており、旧債券保有者が意図的に操作する余地は無い。このような点を勘案すると、旧債券の時価 25 と新債券の時価 20 との差額が寄附金として認定される可能性はそれほど高くはないのではないと思われる。もっとも、(この例では考慮していないが、)仮に GDP 連動証券の時価が 5 を超えた場合は、新債券の時価 20 と GDP 連動証券の時価の合計が旧債券の時価 25 を超えるため、寄附金の問題は生じないこととなる。

旧債券の時価が 25 であったとしても、実際に当該価格で売却できるかどうかはわからない。

今回のアルゼンチン債の交換に応じなかった旧債券の保有者に対して将来支払いが再開される保証は無く、アルゼンチン政府は返済を再開する意思の無い旨をくりかえし表明しており、このまま旧債券を保有し続けた方が損失が大きくなる可能性がある。

アルゼンチン政府が今回の交換に応じなかった旧債券保有者に対し債券の買戻しや修正合意に達した場合、新債券保有者にも同様の待遇が受けられるよう調整する旨を保証する最惠条項が盛り込まれている。

## (2)会計上は帳簿価額を 30 まで評価減したが、税務上は評価損の損金算入が認められず 100 のままである法人の場合

この場合、評価減後の会計上の帳簿価額は 30 となるが、税務上の帳簿価額は 100 のままである。

債券交換時には、企業会計上は、次のように会計処理する。

借方		貸方	
新債券	20	旧債券	30
有価証券売却損	10		

税務上は、帳簿価額 100 と、新債券の時価 20 との差額 80 を損金に算入する。経理処理で示すと次のようになる。

借方		貸方	
新債券	20	旧債券	100
有価証券売却損	80		

ただし、税務上は、旧債券の時価 25 と、新債券の時価 20 との差額 5 は、寄附金と認定される可能性がある。その場合は、次のような経理処理になる。(上記(注 3)参照)。

借方		貸方	
新債券	20	旧債券	100
有価証券売却損	75		
寄附金	5		

いずれの場合も、デフォルトが生じた事業年度に計上した繰延税金資産 28 は取り崩す。

借方		貸方	
法人税等調整額	28	繰延税金資産	28

**(3) 会計上も税務上も帳簿価額が 100 のままの法人の場合**

企業会計上、交換により取得した新債券は取得時の時価 20 で計上する。旧債券の帳簿価額 100 と新債券の取得時の時価 20 との差額 80 は損失として(例えば有価証券売却損などの科目で)会計処理する。

借方		貸方	
新債券	20	旧債券	100
有価証券売却損	80		

税務上も同様の処理になる。ただし、税務上は、旧債券の時価 25 と、新債券の時価 20 との差額 5 は、寄附金と認定される可能性がある。その場合は、次のような経理処理になる。(5 ページ(注 3)を参照)。

借方		貸方	
新債券	20	旧債券	100
有価証券売却損	75		
寄附金	5		

**3. 新債券取得後の処理**

取得した新債券は、他の有価証券と同様に会計処理する。即ち、保有目的に応じて「売買目的有価証券」、「満期保有目的等の債券」、「その他有価証券」のいずれかに分類して会計処理する。

有価証券届出書によれば、受取利息に対してアルゼンチンでの源泉徴収は無いこととされている(注 4)。わが国で利息に対して源泉徴収が行われるか否かは、現段階では不明確である。

元本維持債の場合、利率がステップ・アップしている。金融商品会計基準の実務指針では、このような利息の支払額が不規則な社債等については、元本と利息のキャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率(実効利子率)に基づいて元本と利息を区分することとしている。税務においても、当該利息については、利息法又は定額法等の合理的な方法で修正計算して計上することとされている。

「売買目的」以外の新債券については、取得価額 20 と償還金額の差額を、期間配分して每期計上する。(アキュムレーション)。

新債券を譲渡した場合には譲渡損益を計上する。譲渡益は益金として課税所得に算入、譲渡損は損金として課税所得から控除する。

新債券が償還された場合には償還差損益を計上する。償還差益は益金として課税所得に算入、償還損は損金として課税所得から控除する。有価証券届出書によれば、償還差益に対してアルゼンチンでの源泉徴収は無いこととされている(注 4)。わが国でも償還差益に対して源泉徴収は行われない。

(注 4)ただし、有価証券届出書によると、新債券の準拠法がアルゼンチン法の場合は、債券価額の 0.5%の「個人資産税」が課される。

**・ 個人投資家の場合の取扱い**

個人の場合、会計処理は行わないため、税務上の取扱いが問題となる。

**1. 旧債券デフォルト時の処理**

個人の場合、取得価額の評価減を行うことはできない。3 ページの前提のケースでは、新債券の取得価額は 100 円のままである。

## 2. 新旧債券の交換時

交換により旧債券を譲渡し、新債券を取得したことになるが、旧債券の譲渡損はなかったものとして取り扱われる。3 ページの前提のケースでは、旧債券の取得価額 100 と新債券の時価 20 との差額の 80 の損失は、税務上は、生じなかったものとみなされ、所得から控除できない。

新債券は、取得時において当該債券を取得するのに通常要する価額、即ち時価が取得価額となる。ページの前提のケースでは、20 円が取得価額となる。

## 3. 新債券取得後の取扱い

個人が債券を譲渡した場合、譲渡益は原則として非課税である。ただし、以下の債券については、譲渡益は譲渡所得として総合課税の対象となる。

国外発行の割引債（ゼロクーポン債）に該当する場合  
 その利子の利率が著しく低い（発行日から償還日までの期間が 15 年以上の場合は 0.5% 未満）  
 債券  
 元本部分と利札部分がそれぞれ独立して取引される債券  
 利子の計算期間が 1 年を超える場合がある債券  
 利率のうち最も高いものを最も低いもので割って計算した割合が 150% 以上であるもの（利子を付さない期間があるものを含む）

新債券のうち、元本維持債は、利率がステップ・アップしており、円建債、ユーロ建債、アルゼンチン・ペソ建債いずれも、最高利率を最低利率で割った割合は 150% を超える。したがって、元本維持債を譲渡した場合は、譲渡所得として総合課税されることになると思われる。譲渡所得の場合、譲渡益から 50 万円を控除（個々の取引ではなく年間の譲渡益から控除、以下同じ）した額を他の総合課税の所得と合算する。所有期間が 5 年を超える場合は、譲渡益から 50 万円を控除した金額の 2 分の 1 が課税の対象となる。

元本削減債、準元本維持債は上記の ~ には該当せず、譲渡益は非課税となると思われる。

新債券の利子に関しては、有価証券届出書によれば、アルゼンチンでの源泉徴収は無い（6 ページ（注 4）参照）。わが国で源泉徴収が行われるか否かは不明確だが、わが国の証券会社等が源泉徴収を行うのであれば、20% の源泉分離課税となる。わが国の証券会社等が源泉徴収を行わない場合は、利子所得として総合課税の対象となり、確定申告する必要が生じる。

償還差益に対して、有価証券届出書によれば、アルゼンチンでの源泉徴収は無い（6 ページ（注 4）参照）。わが国では、雑所得として総合課税の対象となる。償還差損は無かったものとして取り扱われ、どこからも控除できないものと思われる。

## . GDP 連動証券の取扱い

### 1. GDP 連動証券の性格

新債券の元本維持債、元本削減債、準元本維持債のいずれを取得する場合でも、GDP 連動証券が添付される。この GDP 連動証券の法的性格は明らかではない。形式上はアルゼンチン政府が発行する債券とされている模様である。

しかし、元本の償還は行われず、投資家に支払われる金額も GDP に連動していることを考えると債券というよりは、GDP を基礎指数、新債券と交換した旧債券の未払利息組入後の額面金額を想定元本とした、権利行使価格の異なるオプション取引の集合体（注 5）ともいべきものであり、実質的にはデリバティブ取引であると思われる。

（注 5）投資家から見ると、GDP 実績が有利に動いた場合には支払いが行われ、不利に動いた場合にも投資家は損失を被らない点はオプションに類似する。投資家自身は支払いを受けるか否かを選択できないことからするとオプション取引とは言えないが、満期まで権利行使できないヨーロピアンタイプで、基礎指数（GDP）が投資家に

とって有利な状態にある場合に自動的に権利行使が行われるタイプのオプション取引を各基準年度末ごとに設定したものと考えることもできる。

金融商品会計基準の実務指針では、デリバティブを以下の特徴を全て有するものと定義しているが、GDP 連動証券は、GDP という基礎数値により価値が変化し、かつ、想定元本を有すること、GDP と比較すると当初純投資をほとんど必要としないこと、GDP の実績と基準 GDP の差額をベースとした差金の支払いが行われることなどを考えると、これらの要件を満たすものと思われる。法人税基本通達でも同様の定義をしている。

その権利・義務の価値が特定の基礎数値の変化に対応して変化し、かつ、想定元本又は決済金額のいずれか又はその両方を有する。

当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ、当初純投資をほとんど必要としない。

その契約条項により純額(差金)決済を要求もしくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状況に置く。

オプションを表象する有価証券としては、カバード・ワラントがあるが、カバード・ワラントは有価証券関連のオプション取引を対象とするため、GDP 連動証券はこれには該当しないと思われる。

いずれにせよ、GDP 連動証券については、税務上特別な規定が設けられていない。以下の 2、3 で述べる内容はあくまで私見であり、実際にどのように取扱われるかについては不明瞭であり、改めて確認してもらう必要がある。

## 2. 法人投資家の場合の取扱い

### (1) GDP 連動証券取得時の処理

GDP 連動証券は、旧債券を新債券と交換する際に新債券に添付される。即ち、GDP 連動証券と新債券とは、セットで旧債券と交換されるが、これらは別々に流通することを予定しており、GDP 連動証券が新債券そのものに組み込まれているわけではない。したがって、新債券と GDP 連動証券は別々の証券として会計処理すべきものと思われる。旧債券と同じく、GDP 連動証券についても、会計・税務共に、交換時の時価で計上すべきものと思われる。(注 6)。

(注 6) 交換時において GDP 連動証券の時価が不明で新債券と明確に区分できなかった場合、新債券と GDP 連動証券が一体のものみなされ、デリバティブを組み込んだ複合金融商品として取り扱われる可能性がある。ただし、その場合でも GDP 連動証券によって新債券の元本が毀損することはないと考えられるため、GDP 連動証券を含む新債券全体をデリバティブと同様に毎期末時価評価し、評価損益を計上する必要は無いと思われる。

### (2) GDP 連動証券取得後の処理

法人が取得した GDP 連動証券をデリバティブと同様に取り扱う場合、GDP 連動証券を毎期末時価評価して、評価損益を計上することになる。評価損益は課税対象となる。

実績 GDP が基準 GDP を上回り、差益の支払いを受けた場合は、当該金額を利益として計上する。当該利益は課税対象(益金)となる。有価証券届出書によれば、当該支払額に対してアルゼンチンでの源泉徴収は無いこととされている。当該差益は利子には該当せず、利子としての源泉徴収は行われなないものと思われる。利子とは元本使用の対価をいうが、GDP 連動証券は償還される元本が無く、当該差益は利子にはあたらないものと考えられる(注 7)。ただし、実際に源泉徴収が行われるか否かは、今後明らかにされる。

譲渡した場合には、譲渡損益を計上する。譲渡益は益金として課税所得に算入、譲渡損は損金として課税所得から控除する。

(注 7) 当該支払金額を、想定元本金額である交換前の未払利子込みの債券金額の使用の対価として利子とみなす考え方もあるかもしれない。しかし、想定元本金額のベースとなる旧債券は交換に伴い実際には消滅していることから、このような解釈は難しいものと思われる。

### 3. 個人投資家の場合の取扱い

#### (1) GDP 連動証券取得時の取扱い

旧債券と同じく、GDP 連動証券についても、交換時の時価を取得価額とすべきものと思われる。

#### (2) GDP 連動証券取得後の取扱い

デリバティブと同様に取り扱った場合は、課税関係は次のようになる。

実績 GDP が基準 GDP を上回ったことにより受け取る収益

…雑所得として総合課税。債券の利子として取り扱われれば、わが国の証券会社が源泉徴収を行う場合は 20% の源泉分離課税となる。しかし、GDP 連動証券には償還される元本が無く、元本使用の対価である利子には該当しないと思われる。なお、有価証券届出書によれば、アルゼンチンでは源泉徴収は行われない。

譲渡益…雑所得として総合課税。個人の公社債の譲渡益は非課税だが、GDP 連動証券はデリバティブに類似すると思われるため、非課税として取り扱われるのは困難であると思われる。

GDP 連動証券を譲渡した場合は、(1) の GDP 連動証券の取得価額は、譲渡原価として譲渡代金から控除される。しかし、実績 GDP が基準 GDP を上回ったことにより支払いを受ける場合に(1)の取得価額を当該支払額から控除できるのか、もし控除できるとしても、取得価額を各支払いに対してどのように按分するか明確ではない。

満期を迎え GDP 連動証券が無価値となった場合、当該証券の(残存する)取得原価はそのまま損失となる。この取得原価がオプション取引のオプション料などと同様に取り扱われた場合は、当該損失は税務上はなかったものとして取り扱われ、どこからも控除できないことになる。

GDP 連動証券が仮にカバード・ワラントと同様に取り扱われた場合、譲渡益は、原則、譲渡所得として総合課税となる。譲渡所得であれば、同じ総合課税でも、他の所得との損益通算が可能であること、年間 50 万円の特別控除があること、所有期間が 5 年を超えると 2 分の 1 課税となることなど、雑所得よりかなり有利である。